平成２８年（フ）第８５号
新潟市東区山木戸６丁目５番41号
債務者　田村　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
金沢市増泉１丁目23番13号　アレキサンド105号
債務者　石川　弘一
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４号
石川県野々市市白山町10番23号　木野ビル307号、従前の住所金沢市堀川町16番８号
債務者　寺西　　道
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７８号
金沢市寺中町ロ32番地１、従前の住所石川県河北郡津幡町字横浜は44番地９
債務者　荒山　勇一
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
石川県河北郡内灘町字向粟崎１丁目357番地１
債務者　森田　　純
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８３号
金沢市西泉４丁目114番地　ケルビルハイツ有田502号
債務者　中川　優紀
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４５号
名古屋市南区薬師通１丁目24番地の１　コーポ富士徳206号
債務者　川本紀久江
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８号
三重県名張市梅が丘北５番町32番地
債務者　安田　光博
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１４号
三重県南牟婁郡紀宝町井田2499番地２
債務者　畠　　拓也
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第２９号
兵庫県伊丹市南町３丁目１番15―314号
債務者　池田　　剛
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
兵庫県西宮市笠屋町15―８―102号、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町西島673番地アルファステイツ明石大久保306号
債務者　千葉　泰典（旧姓中村・魚田）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９０号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番２―502号
債務者　山際　芳枝
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９号
鳥取県米子市西福原６丁目２番45号　307号、前住所鳥取県境港市外江町2163番地２
債務者　小林　光雄
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４号
島根県江津市千田町1222番地３
債務者　桑本　誠司（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第５号
島根県浜田市日脚町184番地６
債務者　山本　裕敏（旧姓瀧山）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第３２号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲3027番地　岡村団地99号
債務者　白石　美加
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３４号
愛媛県新居浜市本郷１丁目８番41号
債務者　西原　冬威
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第９６号
大分市大字奥田779番地の１
債務者　田邉　哲也
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係